

■令和6年10月からの児童手当制度内容の比較表

	【改正前】 9月分（10月支給）まで		【改正後】 10月分（12月支給）から	
3歳未満	15,000円		15,000円	第3子以降は 30,000円
3歳～小学校修了	10,000円	第3子以降は 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	
高校生年代	支給なし		10,000円	
支給対象児童	中学校修了まで （15歳到達後の最初の年度末まで）		高校生年代まで （18歳到達後の最初の年度末まで）	
所得制限	あり ・所得制限以上で特例給付（一律5,000円） ・所得上限以上で支給なし		なし	
第3子以降 加算カウント 方法	18歳到達後の最初の年度末まで		22歳到達後の最初の年度末まで ※進学・就職を問わず、児童を養育している場合は カウントの対象となります。 ※「監護相当・生計費の負担についての確認書」の 提出が必要になります。	
支払月	2・6・10月 （各前月までの4か月分を支給）		12・2・4・6・8・10月 （各前月までの2か月分を支給）	